

神戸市介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱い要領

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスを対象とする。ただし、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる事例、及び利用者が行方不明になつた場合については、次表に掲げる事業者において行われる介護保険適用サービスを対象とする。

[表1] 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる事例、及び利用者が行方不明になつた場合における報告者

指定居宅サービス	指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防サービス	指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型サービス	指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス
指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護保険施設	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

2 報告の範囲

事業者は、次の（1）～（8）の場合、神戸市へ報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による、利用者の怪我又は死亡事故の発生

(注1) 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。なお、通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

(注2) 怪我の程度については、入院治療を要したものを原則とする。

(注3) 事業者側の過失の有無は問わない。(利用者の自己過失による怪我であっても、(注2)に該当する場合は報告すること)

(注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性があるとき）は、神戸市へ報告すること。

(注5) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やか

に、神戸市へ連絡若しくは報告書を再提出すること。

(2) 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる事例

[表1] の事業者は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる事例において、下記のいずれかに該当する場合は報告する。なお、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

ア 感染症・食中毒、又はそれらが疑われる者が1週間に2名以上発生した場合

イ アに該当しない場合であっても、特に施設長等が報告を必要と認めた場合

(3) 結核の発生

サービス提供に関連して発生したと認められる場合は報告する。なお、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

(4) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故等、利用者の処遇に影響があるものは報告する。

(5) 高齢者に対する虐待、若しくはそれが疑われる事例

職員（従業者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は報告する。

(6) 利用者が行方不明になった場合

[表1] の事業者は、利用者が行方不明となった事例において、下記のいずれかに該当する場合は報告する。

ア 行方不明となったその当日中に発見できなかった場合

イ 警察に捜索願を届け出た場合

(7) 施設等の管理上の事故によって利用者に影響を与えた場合

施設内での小火・火事等の発生など、施設管理上の事故等により利用者に影響を与えた場合は報告する。

(8) その他、報告が必要と認められる事故の発生

上記のほか、サービスの提供において利用者の処遇に著しく影響を与えた場合は報告する。

3 報告方法及び報告先

2の各号に該当する事故が発生した場合は、事業者は、速やかに以下の指定様式を用いて指定所管課へ報告する。また、被保険者が神戸市以外の市町村に属している場合は、当該市町村にも事故報告を行うこと。

(1) 2の(1), (3)～(8)の事故等の場合

⇒報告先：介護指導課

・介護保険事業者事故報告書（別紙1）

(2) 2の(2)の場合

⇒報告先：所在地を所管する各区役所健康福祉課又は衛生監視事務所及び介護指導課

・感染症（インフルエンザ含む）・食中毒疑い発生状況連絡票（別紙2）

（注1）「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。

（注2）2の(1), (3)～(8)に該当する事故については、報告後、報告内容に変更・修正・追加等が生じた場合に再度報告すること。

（注3）2の(2)に該当する感染症及び食中毒の発生の疑いがある場合については、報告後、

報告内容に変更・修正・追加等が生じた場合でも、介護指導課に対して再度報告を行うことを要しない。

4 適用年月日

平成24年6月15日